

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、産学官が連携して本県での e スポーツの一層の振興を図ることで、関連産業の活性化や新産業の創出、さらには全国へ向けた茨城の魅力発信につなげ、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） e スポーツに関心を有する企業、機関等によるネットワークの形成と拡大に資する事業
- （2） e スポーツの普及、啓発に資する事業
- （3） e スポーツを通じた産業振興、地域振興に資する事業
- （4） その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 協議会の会員は、本会の目的に賛同し、e スポーツに係る取組を実施している、又は実施を検討している次の者により構成する。

- （1） 県内に主たる事業所又は支店、営業所等を置く企業
- （2） 大学、研究機関又は教育機関等
- （3） 行政機関、関係団体等
- （4） その他、第2条の趣旨に賛同する法人又は任意団体で、第6条に定める会長が認めたもの

（入会及び退会）

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、退会することができる。

（役員）

第6条 協議会に、役員として会長1人を置く。

- 2 会長は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された会長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、協議会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び事業報告の承認

(3) その他、協議会の事業運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会費)

第9条 協議会の会費は、当面の間、無料とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、茨城県産業戦略部産業政策課が実施する「いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト」の運営事務局内に置く。

2 協議会の事務局長は、茨城県産業戦略部産業政策課長をもって充てる。

(補則)

第12条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 本規約は、令和2年3月 日から施行する。

2 協議会設立当初の会長の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、協議会設立の日から令和3年度の最初の総会の日までとする。

3 協議会設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、協議会設立の日から令和3年3月末日までとする。